

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめられている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給 食 時 間	○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その生徒が配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぽつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする

放 課 後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る
-------	--	--

○ いじめている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授 業 中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休 み 時 間	○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給 食 時 間	○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

<注意しなければならない生徒の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる

持ち物や 服 装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等，危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
そ の 他	○ 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある ○ 教材費，写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から，生徒の家庭での様子について，以下のような相談があった場合，いじめを受けているのではないかと受け止め，指導に当たる。

<いじめられている生徒が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。
- ・転校を口にししたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で，急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに興味をもつ。
- ・投げやりで，集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめられている生徒が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている生徒、いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

① いじめられている生徒への対応

【学校】

- ・いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った生徒の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめをしている生徒への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った生徒が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめられている生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。
- ・いじめの解消については、3か月経過後に保護者に確認をし、判断する。

④ いじめをしている生徒の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ いじめを行った生徒の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・ 保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・ 生徒の変容を図るために、生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒への学校の対応

- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策委員会が母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめられた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

第3章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は，学校のホームページで公表するとともに，PTA総会等の機会を捉え，保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

相 談 機 関	電話番号	受付時間
24時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
羽咋市 子どもと保護者の相談電話	0767-22-6914	月～金 9:00～16:00
七尾市児童相談所	0767-53-0811	月～金 8:30～17:45
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00